東久留米市国民保護計画（案）

計画づくりにご意見をお寄せください

市では、18年度中に東久留米市国民保護計画を策定するため、その「計画（案）」について、市民の皆さんのご意見を募集します。お寄せいただいたご意見は東久留米市国民保護協議会に諮り、計画づくりに参考意見として検討させていただきます。

国民保護計画とは

国民保護計画とは、外国から武力攻撃や大規模テロ等（表1参照）があった場合に、国の方針に基づき、市や国、都指定（地方）公共機関とが連携・協力し、住民の避難や救援などを迅速、的確に行うために策定するものです（図1参照）。この計画はすべての地方公共団体が策定するもので、都の計画は、すでに今年の3月に策定済みです。

素案の作成方針

市では、次の方針に基づき「計画（案）」を作成しました。

①国の「基本指針」等を基本に、②市の自然災害対策等のしくみを最大限に活用する、ことを方針としています。

「計画（案）」の主な内容は表2の通りです。

ご意見をお寄せください

ご意見は10月2日（月）～20日（金）に（必着）はがき参照。または、ファクス（470・7804）、電子メールでご意見（対象となる「編」「章」の番号も書いて）・住所・氏名・電話番号を記入して、〒203－8555、市役所総務部総務課国民保護計画担当あて郵送または送信してください。

なお、頂いたご意見に対する個別の回答は致しません。

※「計画（案）」は、10月2日（月）から同課窓口（市役所4階、市ホームページ、市政情報コーナー（市役所2階、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所などでご覧いただけます。

詳しくは同担当☎470・7714へ。

◆総務部総務課メールアドレス
somu@city.higashikurume.lg.jp

表1　想定される武力攻撃や大規模テロ

区分	事態類型
武力攻撃	①着上陸侵攻 ②ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃
大規模テロ等（緊急対処事態）	①危険物質を有する施設への攻撃（ガス貯蔵施設等） ②大規模集客施設等への攻撃（駅、列車等） ③大量殺傷物資による攻撃（炭疽菌、サリン等） ④交通機関を破壊手段とした攻撃（航空機による自爆テロ等）

表2　東久留米市国民保護計画（案）の体系

編	章	主な内容
1.総論	1.市の責務、計画の位置付け	市の責務や計画作成の位置付け、計画の見直し等を記述
	2.国民保護措置に関する基本方針	計画の基本方針を留意事項（基本的人権尊重）と併せ明示
	3.関係機関の事務又は業務の大綱	国、都、市、指定公共機関、指定地方公共機関等の役割を明示
	4.市の地理的、社会的特徴	地形、人口、道路網、鉄道施設等について記述
	5.計画が対象とする事態	武力攻撃事態、緊急対処事態とNBC（核・生物・化学の総称）を使用した攻撃を記述
2.平素からの備えや予防	1.組織・体制の整備	市の各部が平素から行うべき業務を明示するとともに、初動体制や職員参集基準、情報収集、市民の権利利益の救済手続きの整備等を記述
	2.避難・救援、武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	平素から把握しておくべき、避難に関する基礎的情報等、物資・資材の備蓄等と生活関連施設等の安全確保、救急救助に関する備え等を記述
	3.物資及び資材の備蓄整備	市における備蓄、市が管理する施設および設備の整備等を記述
	4.国民保護に関する啓発	国民保護の仕組み等を明示
3.武力攻撃事態等への対処	1.初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	事態認定前の突発的な事態発生に備え、（仮称）緊急事態連絡室の設置や初動措置等を記述
	2.東久留米市対策本部の設置	対策本部の設置、通信の確保、特殊標章等を記述
	3.関係機関相互の連携	国・都の対策本部との連携、指定行政機関・指定地方行政機関の長等への要請、自衛隊の派遣要請、他区市町村長への応援要請、自主防災組織等への支援、住民への協力要請等を記述
	4.国民の権利・利益の救済に係る手続き	国民の権利・利益の迅速な対応を記述
	5.警報及び避難の指示	警報の伝達・通知、避難住民の誘導等を記述
	6.救護	救護の実施、関係機関との連携、救護の程度や方法の基準、内容等を記述
	7.安否情報の収集・提供	安否情報の収集、都への報告、日本赤十字社への協力等を記述
	8.武力攻撃災害への対処	武力攻撃災害への対処、応急措置、生活関連施設における災害への対処、NBC攻撃による災害への対処を記述
	9.被災情報の収集及び報告	被災情報の収集、都への報告等を記述
	10.保健衛生の確保とその他の措置	保健衛生の確保、廃棄物の処理等を記述
	11.国民生活の安定に関する措置	生活関連物資の価格安定、避難住民等の生活安定、生活基盤の確保を記述
4.復旧等	1.応急の復旧	基本的な考え方を提示
	2.武力攻撃災害の復旧	
	3.国民保護措置に要した費用の支弁等	国への負担金請求や損失補償・損害補償、損失補てん等を記述
5.大規模テロ等への対処	1.初動対応力の強化	危機管理体制の強化、対処マニュアルの整備、発生現場における連携協力の体制づくり、不特定多数の人への情報伝達手段の確保、装備・資材の備蓄、住民・昼間市民への啓発等を記述
	2.平時における警戒・監視	危機情報等の把握・活用・共有、警戒対応を記述
	3.発生時の対応	市対策本部設置指定が行われている場合、行われていない場合、対策本部等による対応、対策本部への移行を記述
	4.大規模テロ等の類型に応じた対処	危険物質を有する施設等への攻撃、大規模集客施設等への攻撃、大量殺傷物質による攻撃（ダーティーボム〈通常爆発物を用いて放射性物質を飛散させるタイプのテロ兵器〉、生物剤、化学剤）、交通機関を破壊手段とした攻撃を記述

図1　国民保護のためのしくみ

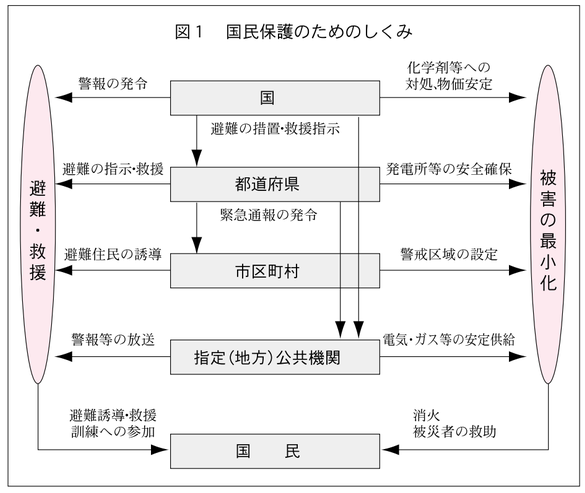

国民健康保険情報

10月から国民健康保険が一部変更

急速な少子高齢化に対応し、医療保険制度を安定・持続させ、各制度・世代を通じた給付と負担の公平化を図ることを目的とした健康保険法等の一部を改正する法律が今年の6月14日に国会で成立し、同年6月21日に公布されました。これに伴い、10月1日から国民健康保険が一部変更になります。

高額療養費の自己負担限度額が変更になります

同じ月内で医療機関等に支払った自己負担額が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が世帯主の申請により高額療養費として払い戻されますが、今回の改正に伴い、10月1日から自己負担限度額が変更になります（表1参照）。

高額療養費は、医療機関等からの医療費請求に基づき、該当するときは、審査決定後に「お知らせと申請書」を郵送しています。必要事項を記入し、被保険者証、領収書、認印を持参して保険年金課国民健康保険係（市役所1階）で申請手続きをしてください。

詳しくは同係☎470・7733へ。

療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わります

療養病床に入院する70歳以上の前期高齢者（国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証をお持ちの方）はこれまで食材料費相当（2万4000円）のみを負担していましたが、介護保険制度との負担の均衡を図る観点から、10月1日から所得に応じて食費と居住費を負担することになります（表2参照）。

詳しくは保険年金課国民健康保険係☎470・7733へ。

国民健康保険特定疾病療養受療証が変わります

厚生労働大臣が指定する特定疾病（血友病・人工透析が必要な慢性腎（じん）不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症など）の方は、申請により国民健康保険特定疾病療養受療証が交付され、その疾病にかかる1カ月の自己負担限度額が1万円まででしたが、10月1日から慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満の上位所得者については自己負担限度額が2万円となります。

これに伴い、国民健康保険特定疾病療養受療証の様式が変更となりますので、現在交付を受けている方に対し、新しい受療証を9月中に送付します。

詳しくは保険年金課国民保年金資格係☎470・7732へ。

◎用語解説

各表中の用語の意味は次の通りです。

▼現役並み所得者＝70歳以上で、①課税所得が145万円以上の方がいる世帯に属する前期高齢者、②2人以上の世帯の場合＝年収の合計が520万円以上の方、③単身世帯の場合＝年収が383万円以上の方が、それぞれ対象となります。ただし、国民健康保険被保険者（70歳以上または老人保健で医療を受ける方）の収入の合計が、2人以上の場合は621万円未満、1人の場合は484万円未満の場合は経過措置により申請をすると自己負担限度額が一般の区分になります。

▼上位所得者＝基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯が対象です。

▼低所得者Ⅱ＝世帯主および国保加入者全員が住民税非課税世帯の方が対象となります。

▼低所得者Ⅰ＝世帯主および国保加入者全員が住民税非課税世帯で、その世帯の所得が一定基準以下の方（単独世帯で年金収入の場合は80万円以下）が対象となります。

表1　国民健康保険における見直し後の高額療養費自己負担限度額（10月1日から適用）

区分		内容	
70歳未満	上位所得者	150,000円＋1％（83,400円）	
	一般	80,100円＋1％（44,400円）	
	低所得者（住民税非課税）	35,400円（24,600円）	
70歳以上		外来（個人ごと）	限度額（世帯ごと）
	現役並み所得者	44,400円	80,100円＋1％（44,400円）
	一般	12,000円	44,400円
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1％は医療費が現役並み所得者267,000円、上位所得者500,000円、一般267,000円を超えた場合、超えた分の1％を加算します。

※金額は1カ月当たりの自己負担限度額です。（　）内の金額は過去12カ月中に4回目以降の高額療養費の支給を受ける場合の金額です。

※70歳以上の方で世帯内の国保加入者全員が住民税非課税の場合には、申請により「限度額適用・標準負担減額認定証」が交付されます。この「認定証」の交付を受けると、一月の自己負担限度額が12,000円から8,000円になるなどの軽減措置が適用されます。

表2　療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担（10月1日から適用）

◎ 1カ月の負担の目安	
食費	42,000円
居住費	10,000円
◎ 一定所得以下の方は負担が軽減されます	
低所得者Ⅱ	30,000円
低所得者Ⅰ	22,000円

※人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する方、脊髄（せきずい）損傷（四肢まひが見られる状態）、難病等の方は、現行通り食材料費相当のみ24,000円の負担となります。

障害者自立支援法

10月から自己負担が変更

今年4月から身体障害・知的障害・精神障害の3障害が1つのサービスとなった「障害者自立支援法」が施行され、居宅サービスと施設サービス、自立支援医療が原則1割負担となりました。

さらに10月からは、補装具の利用者負担が変更となります。また、これまで補装具とされていた種目の中で、日常生活用具に移行となるもの、廃止となるものがあります。

①日常生活用具に移行する種目＝点字器・T字づえ、人工喉頭（こうとう）、ストマ用具、紙おむつ

②廃止となるもの＝色めがね

補装具費の支給

補装具は、これまで同居世帯の所得税額の合算で自己負担額を決定していましたが、10月からは住民票の世帯の市民税の額により、原則1割の定率負担となります。補装具の費用負担は、次の通りです。

①生活保護世帯＝無料

②市民税非課税世帯＝収入により、月額上限額が1万5000円と2万4600円

③住民税課税世帯＝月額上限額が3万7200円

④市民税の所得割額の最多納税者の納税額が50万円以上の場合＝補装具費支給対象外

日常生活用具

日常生活用具は次の6種類に分類されます。

①介護・訓練支援用具②自立生活支援用具③在宅酸素等支援用具④情報・意思疎通支援用具⑤排泄（せつ）管理支援用具（ストマ装具）⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

具体的な種目や単価は、現在の日常生活用具に準じたものになる予定です。

国民年金だより

納付にはお得な「前納制度」をご利用ください

国民年金には、月々の保険料をまとめ払いすることにより、保険料が割引になる前納制度があります。例えば、10月分～来年3月分をまとめ払いすると、月々納めていただく場合よりも、総額で680円の割引となります。

なお、10月分～来年3月分のまとめ払いを希望する場合は、10月31日（水）が期限となりますのでご注意ください。

また、口座振替でもまとめ払いができます。口座振替をご希望の方は、9月末日までに「国民年金口座振替納付申出書」を社会保険事務所に提出してください（金融機関等では、9月中の申し出の場合、引き落としが間に合わないことがありますので、早めに手続きをお願いします）。

前納制度や国民年金保険料に関して、詳しくは武蔵野社会保険事務所☎0422・56・1411へ。

多摩・島しょ子ども体験塾・科学体験事業「でんちまつり」

電池をもっと体験しよう。体験の中には発見がいっぱい！

普段見慣れた電池にも新発見がいっぱい！

東京39市町村では、次世代を担う子どもたちにさまざまな感動体験を提供する「子ども体験塾」事業として、実験を通して科学の楽しさを体験できる「でんちまつり」を開催します。主催は多摩・島しょ子ども体験塾運営本部、東京都市長会、東京都町村会、財団法人東京都市町村自治調査会、社団法人電池工業会、東京MXテレビ株式会社。

【日時】9月30日（土）午前10時～午後4時

【会場】国営昭和記念公園内・花みどり文化センターみどりの文化ゾーン内（入園無料エリア）最寄り入場門の「あけぼの口」（JR立川駅から徒歩10分）

【内容】手作り乾電池教室、電池エネルギー体験教室、虎の子レースのほか、物産展を同時開催（☆隣自治体および島しょ地域の特産品販売、市内の店舗出展あり）

【対象】小・中学生とその保護者（小学1・2年生は保護者同伴）

【参加費】無料

当日直接会場へ（実験参加受け付けは午後3時まで）。

※一回の実験時間は約60分。混雑時はお待ちいただくことがあります。

詳しくは多摩・島しょ子ども体験塾事務局☎042・385・3448へ。

◆多摩・島しょ子ども体験塾ホームページアドレス
http://www.taikenjuku.jp/

市民伝言板

会員・募集

◆東久留米ラグビー（KR）毎週日曜日の午前9時～正午、東部運動広場（金山町一丁目）で、会費月1000円。経験問わず。体力に合わせて運動不足解消を。詳しくは小林☎475・8462（夜間）へ。

◆いけばな（華道サークル草）毎月第2・第4金曜日の午前10時～午後3時、西部地域センター（栄町）。初心者歓迎。詳しくは前原☎472・6488へ。

◆東久留米水手クラブ　毎週一年中。小学生が火曜日の夜間と年前中。中学以上が日曜日の午前。スポーツセンターほかで。会費月4000円から。見学・体験可。詳しくは後藤☎080・5654・4923へ。

◆ZM（エムゼット）スポーツ新体操　毎週金曜日の幼児・小学一年生が午後3時半から、小学2・3年生が午後4時半から、いずれも西部地域センターで。会費月4500円。小学4年生以上も可。詳しくは黒澤☎47・3672へ。

◆棒術・護身術・合気武術（東久留米武道クラブ妙龍）毎週2、3、5曜日。中学生が木曜日の午後4時半～6時と日曜日の午前9時半～午後3時半、一般が日曜日の正午～午後1時40分。スポーツセンターで入会金3000円、会費月3000円。稽古も可。詳しくは細谷☎42・1・4075へ。

◆楽しい由起子会話（「你好」会）月4回、土曜日または日曜日の午後3時～3時半。中央公民館で。会費月3500円。NHKテレビテキスト使用。詳しくは片川☎471・5723（夜間）へ。

◆外国人のための東久留米にほんごクラス　毎月第1・第3土曜日の午後7時～8時半。市民プラザホールで。会費月300円。ボランティアの指導者も募集。詳しくは武貴（たけたか）☎090・5200・8570へ。

◆囲碁の会　毎月第1・第2・第4水曜日。東部地域センターで。会費月2000円。一年生で段を目指そう。詳しくは武藤☎475・2526へ。

◆カラオケ（東久留米市連盟）歌謡フレンズ　毎週土曜日の午後1時～5時と午後6時～9時半。西部地域センターで。入会金1500円、会費月500円。昼食自由。詳しくは田中☎474・7287へ。

◆柿栗茶道会　月2回・第1・第3水曜日が和室、いずれも午後。東部地域センターで。会費月3000円。初心者も お気軽に。詳しくは井上☎472・5601へ。

◆JACKの英会話サークル　毎週土曜日の中級が午前9時半～10時40分、初級が午前10時30分～正午、いずれも中央公民館で。入会金4000円。会費月4000円。アメリカ人の男性講師。詳しくは原田☎476・6695へ。

◆玉置ダンスサークル　毎週金曜日の午後1時～5時。コミュニティホール東本町で。会費月1500円。男性歓迎。初級者は中級。詳しくは熊沢☎080・6981・5352へ。

◆布の絵本・遊びづくり　（のはな文庫）毎週火曜日または水曜日の午前10時～正午、わくわく健康プラザ2階で。材料費実費。詳しくは中川☎442・0536（夜間）へ。

◆親子で楽しむ音楽教室（リトミック・らぶ）毎週土曜日の午前10時からが東部地域センター、木曜日の午前10時と11時からが西東京市田無町四丁目、金曜日の午前10時と11時からが南部地域センターで。入会金3000円、会費月3500円。施設費及び除代500円。7カ月～未就園児。無料体験あり（要予約）。詳しくは武貴（よつや）☎476・4738へ。

◆ピアノ&キーボード同好会　月2回・第1・第3日曜日または第2・第4日曜日。いずれも午前9時半～11時半、中央公民館で。入会金1000円、会費月4000円。見学・無料体験あり。詳しくは松崎☎472・5220へ。

◆社交ダンス（サンデーダンスクラブ）月3回、日曜日の午後6時半～7時半、中央公民館で。入会金1000円、会費月3000円。楽しく踊ってステップアップを。詳しくは川端☎475・4579へ。

催し

◆介護保険改定後の要介護・要支援の認定（福祉と医療を考える会）9月24日（日）午後2時～4時半、中央図書館で。参加費無料。地域包括支援センターの皆さんとの懇談中心。詳しくは大谷☎474・6234へ。

◆写真展（写遊つばく）10月1日（日）～5日（木）午前9時半～午後7時、1日は正午から、5日は午後3時まで。スペース105で。入場無料。詳しくは柳沢☎473・1001へ。

◆第10回演奏会（都立蔵野北高校OB吹奏楽団）9月23日（祝）午後4時半開演（4時開場）。ルネこだいら大ホール（西武新宿線小平駅南口から徒歩3分）で。入場無料。詳しくは沢☎474・6913へ。

◆秋のスパーダ　イリアンソン後援会　10月7日（土）午前10時～午後2時、滝山団地センター前広場（滝山四丁目）で。9月30日（土）まで獲得・月間募集の二者付き募集。市内に限り引き取りに伺います。詳しくはテクノの家・磯部☎473・9022へ。

◆第6回東久留米市・榛名町観光交流委員会（東久留米市観光連盟）9月17日（日）午前9時～午後5時、中央公民館で。入場無料。詳しくは尾☎454・5593へ。

◆柳瀬茶道会（柳瀬の環境・景観の保全を考える会）10月14日（土）午前9時から午後1時から、現地（西武線の上）で。参加費800円。先着50人。申し込みは9月5日までに（中央町二丁目　神明団地と落合川が交差する近）・小関沢行。参加費無料。長靴、つま代わりの棒、傘など持参。ぬれてもよいスポンで。中止決定の。詳しくは明倉☎471・6415へ。

◆秋のゴールドインダンスパーティー（ダンスサークルラベンダー）10月15日（日）午後2時半～5時半、スポーツセンター第1体育館で。参加費前売り1000円、当日1200円。チェンジシングパート、ポンピンシングタイム。詳しくは浅石☎471・0807へ。

◆シンポジウム「この町で学ぶ、暮らす」（ぐるめ・一歩の会）9月30日（土）午後1時～4時半、わくわく健康プラザ2階で。資料代500円。パネラーは日本社会事業大学教授の江池氏、市社会福祉協議会事務局長の島崎喜代氏ほか。詳しくは宮武☎477・1592へ。